

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

建築基準法の一部改正に伴い、新たな特例許認可制度が創設されることから当該制度に係る事務の手数料を追加するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可の審査に係る手数料の額を改定するほか、所要の改正を行う内容です。

審査の結果、本議案は、令和6年3月19日に、全会一致で可決されました。